

現 場 説 明 書

工 事 名 不老倉林道改良工事

工事場所 秋田県鹿角市十和田大湯字大湯外 16
国有林 3071 林班ほか

東 北 森 林 管 理 局
米代東部森林管理署

1 施工位置

(1) 工事現場までの経路

別添位置図のとおり

(2) 最寄り駅等から現場までの距離

起 点	距 離	起 点	距 離
米代東部森林管理署	37.2km	バス停	5.0km
鹿角市役所	14.4km		
花輪線十和田南駅	8.9km		

2 施工上留意すべき事項

(1) 支障木の処理方法について

該当なし

ただし、支障木が発生する場合は監督職員と協議のうえ、工事受注者が適切に処理すること。

(2) 保安林等について

施工に伴い林道敷外で工事支障木が発生した場合や本体工事に付随する作業が生じる場合は、保安林手続きが必要となる。

(3) 他事業との関連について

該当なし

(4) 民地並びに民地施設との関連について

該当なし

(5) 安全上の注意について

ア 労働基準法、労働安全衛生法、道交法、建設業法、その他諸法規を遵守すること。

イ 別紙「労働災害の未然防止についてのお願い」についても留意されたい。

(6) 余切りについて

余切り量は、林地開発規制、環境保全対策上の残土処理に大きな影響を及ぼすため発生をできるだけ少なくするよう注意されたい。

(7) その他

ア 丁 張

切取箇所では土質区分の明確でない断面については、土工標準図に示された勾配の逆丁張りにより法頭を決定し、施工途上で岩盤等が露出した場合は更にその土質にあった勾配の逆丁張りにより、その法頭を決定する。

イ 緑化工

種子吹付工については、発芽状態の不良な個所がある場合は補充吹付け等を行い、生育後において施工面を覆う状態にしなければならない。

(8) 現場代理人の兼務について

該当なし

3 契約約款との関連

(1) 契約約款第13条第2項に基づき検査を受けて使用すべきものと指定する工事材料

ア 鉄	筋	証明書による確認
イ 杭	類	径、長さ、品質
ウ アンカー	ボルト	径、長さ、品質

(2) 契約約款第14条第1項事項に基づき監督職員の立ち会いのうえ調合し又は調合について見本検査を受けるものと指定する工事材料

ア	レディーミストコンクリート	品質、規格
イ	現場練りコンクリート	配合比率、品質、規格
ウ	調 合 ペ イ ン ト	品質、規格
エ	種 子	配合比率、品質、規格

(3) 支給材料及び貸与品について

契約約款第15条第1項の「支給する工事材料及び貸与する建設機械器具」は次のとおりとする。

(4) 契約約款第16条第1項による「工事用地」の位置

不老倉林道 3071 は小班ほか

利用区域が常に明確に識別できるよう、周囲の主要な箇所に境界標及び見やすい適当な箇所に標識を設置すること。

4 橋名板の記入および取付方法

林道起点側 右 (終点に向かって)	森 林 管 理 署 名
“ ” 左 (“ ”)	漢 字 橋 名
林道終点側 右 (起点に向かって)	竣 工 年 月 日
“ ” 左 (“ ”)	ひ ら が な 橋 名

5 鋼桁の使用について

耐候性鋼材を使用するため、塗料が不要となったので、取り扱いにあたっては、次のことに注意すること。

- (1) 運搬・架設にあたっては十分注意し、きずをつけないようにすること。
- (2) コンクリート等によるよごれは、ただちにブラシにより洗浄すること。
- (3) 排水管は塗装すること。

6 火薬庫等の取扱いについて

設置した事実に基づいて、設計変更で処理する。

7 現道補修について

- (1) 施工区間 自 林道 km 地点
至 林道 km 地点
- (2) 路盤材補修 材料名: 碎石、規格: mm クラッシャーラン
- (3) 路盤材補充の場合、数量の確認資料を提出しなければならない。
- (4) 現場補充区間の工事写真は、施工前の状況及び施工後の状況を撮影の上、提出しなければならない。
- (5) 補修区間の起終点には必要に応じてバリケードを設置すること。
- (6) 作業中は安全を確保しながら、他の交通を妨げないものとする。
- (7) 指定仮設費に準ずるものとして設計変更の対象とする。
- (8) 監督職員が別途指示する場合は、その内容によること。

8 工事看板等の設置

- (1) 工事看板等又は工事を周知する掲示物は、地元住民や通行車から認知される場所に設置し、工事の実施に関し周知させること。
- (2) 工事看板は木製工事用看板枠工を標準とし、「間伐材、合法材利用促進工事」である旨を明記すること。
- (3) 監督職員が別途指示する場合は、それによること。

9 契約の保証について

入札説明書、入札注意書、契約約款のとおり。

なお、予算決算及び会計令第100条の2第1項第1号の規定により工事請負契約書の作成を省略できる工事請負契約である場合は、契約の保証を付さなくてもよいものとする。

10 前金払について

受注者は、約款第34条第1項の前払金の支払について、請負代金額300万円以上の場合にあっては請求することができるが、請負代金額300万円未満の場合にあっては請求できないものとする。

11 元請・下請関係の合理化について

工事の適性かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システム合理化指針」において明確にされている総合・専門工事業者に役割に応じた責任を明確に果たすとともに、適正な契約の締結、代金支払い等の適正化（請負代金の支払いをできる限り早くすること、できる限り現金払とすること及び手形で支払う場合、手形期間は120日以内でできる限り短い期間とすること等）、適正な施工体制の確立及び建設労働者の雇用条件等の改善等に努めなければならない。

12 再生資源利用計画書について

特記仕様書「建設工事に係る資材の再資源化等について」に規定する「再生資源利用計画書」は、別表イの「再生資源利用計画書―建設資材搬入工事用―」と別表ロの「再生資源利用促進計画書―建設副産物搬出工事用―」である。

13 高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出について

特記仕様書「高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出について」に規定する所定の様式は、様式―1「高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況」と様式―2「高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）」である。

14 間伐材、合法性・持続可能性を証明された木材の利用促進について

特記仕様書「木材の調達に関する特記仕様書」に規定する木材の合法性、持続可能性の証明書は、様式―3、様式―4、様式―5、様式―6を参考とし任意の書式で提出しなければならない。

15 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 支出負担行為担当官(分任官含む)が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業(以下「発注工事等」という。)において、暴力団員等による不当要求又は工事(業務)妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (3) 発注工事等において、暴力団員による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。

16 土木工事の工期に係る余裕期間について

本工事は、受注者の施工体制の確保及び建設資材の確保を図るため、令和 7 年 8 月 22 日(工事着手日の前日)まで余裕期間を見込んでいます。なお、余裕期間内の技術者配置は要しないものとする。

また、入札・契約にあたって提出する工事工程表には、余裕期間、工事着手日を記入して提出するものとする。

余裕期間内に施工体制等の確保が図られた場合は、監督職員との協議により工事に着手できるものとする。なお、協議の際には、施工計画書の変更に基つき、工事工程表に工事着手日を記入し提出するとともに、併せて配置技術者を届出るものとする。

17 工事に使用する資材価格等の公表について

本工事に使用する資材等のうち、東北森林管理局経理課及び局ホームページで価格を公表していない資材等の種類、品質、規格、寸法等については、下表のとおりとする。

資 材 等 の 価 格 の 公 表

資材、工種等名称	規格・寸法等	備 考
生コンクリート (現場着)		採用単価 見積による 26,300 円/m ³
碎石		採用単価 見積による 6,543 円/m ³
購入土	岩ズリ	採用単価 見積による 4,863 円/m ³
鉄くず処分		採用単価 見積による 19,700 円/m ³
大型積ブロック	75 型	採用単価 見積による 21,000 円/m ³

大型積ブロック	50 型	採用単価 見積による 19,600 円/m3
壁体目地材	タフネル EX-40	採用単価 物価資料による (令和 7 年 4 月号採用)
吸出防止 (箱型擁壁)	ネトロンシート	採用単価 物価資料による (令和 7 年 4 月号採用)

18 被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について

受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配慮しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。

19 施工体制台帳の作成及び提出について

受注者は、工事を施工するために下請契約を締結する場合には、その下請金額にかかわらず、建設業法に規定する施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出すること。

20 電子納品について

受注者は、標準仕様書 3-1-1-7 に規定する工事完成図書を納品しなければならない。
ただし、電子納品の範囲等については監督職員と協議により決定することとする。

21 建設業退職金共済制度について

(1) 受注者は、特記仕様書に規程することのほか、工事完成後には標準仕様書 1-1-1-47 に規程する掛金充当実績総括表を作成し、検査職員に提出すること。

(2) 受注者は掛金納付を証紙貼付方式により行った場合は、変更契約による増額又は増工により、対象労働者の就労日数が増加したこと等により、掛金充当に必要な共済証紙が不足した場合には必要な日数の共済証紙を追加購入するとともに、当該購入に係る掛金収納書を工事完成までに提出すること。

また、工事完成時には工事別共済証紙受払簿を監督職員に提出すること。

(3) 受注者は掛金納付を電子申請様式により行った場合は、変更契約による増額又は増工により、対象労働者の就労日数が増加したこと等により、掛金充当に必要な退職金ポイントが不足した場合には必要な日数の退職金ポイントを追加購入するとともに、当該購入に係る掛金収納書を工事完成までに提出すること。

22 建設発生土の搬入

該当なし。

共通単価の補正事項

補正事項		補正の有無 (○・×)	補正内容	補正係数	加算額	備考
通勤補正			直接工事費の 労務費		-	
冬期補正			労務費		-	
機械損料補正			豪雪地域割増		-	
ン ク リ ー ト レ デ ィ ー ミ ク ス ト コ	地域補正		地域割増	-		
	小型車補正		小型車割増	-		
	冬期補正		冬期割増	-		
週休2日補正		○	直接工事費の 労務費	1.05	—	補正係数
		○	直接工事費の 機械経費(賃 料)	1.04	—	補正係数

諸経費等の補正事項

工種区分：道路工事

工 種	諸 経 費	補 正 事 項	補正率・係数	備 考
	共通仮設費	地域補正		
	共通仮設費	被災地補正		
	共通仮設費	週休2日補正	1.04	補正係数
	現場管理費	地域補正		
	現場管理費	冬期補正	%	
	現場管理費	被災地補正		
	現場管理費	週休2日補正	1.06	補正係数
	一般管理費	契約補正		
	一般管理費	前払金補正	%	

労働災害の未然防止について

東北森林管理局

当局の発注する林道及び治山工事における労働災害の防止については、労働安全衛生諸法令等に基づき積極的に取り組んでいただいているところですが、今後とも労働災害の未然防止のため、特に次の事項について現場作業員各人まで徹底されるようお願いします。

1 工事現場における安全について

- (1) 諸法令等を遵守し、常に安全に留意して現場管理を行うこと。
- (2) 墜落、物の飛来等による危険の防止措置を的確に行うこと。
- (3) 退避場所、避難方法等を徹底し、習慣化に努めること
- (4) 保護具の完全着用と諸施設の点検・整備に努めること。
- (5) 車両系建設機械については、作業時はもとより、積み卸し、自走による移動時等においても、安全作業の徹底に努めること。
- (6) 火薬類、油脂燃料の保管・取扱いには、万全を期すこと
- (7) 安全上必要な場合は、関係者はもとより部外者に対しても、立入禁止、危険箇所等の表示等適切な措置を講ずること。
- (8) 仮設宿舎、休憩所等の設置に当たっては、土砂崩壊、地盤決壊、土石流等の危険に十分留意すること。

2 林道等の通行について

工事箇所に通じる林道等の通行に当たっては、安全運転に努めるとともに、他事業における利用者と十分な意思疎通を図り、円滑な運行に努めること。

3 異常気象時の措置について

- (1) 台風、豪雨等により危険が予測される場合は、情報の収集に努めるとともに、作業の中止、避難、下山等の判断を早期かつ確実に行うこと。
- (2) 台風、豪雨等の後の作業再開に際しては、事前に作業現場の見回りを行うなど安全の確保を図ること。

4 土石流対策について

土石流の発生・到達するおそれのある現場においては、「土石流による労働災害防止のためのガイドライン」等に基づく安全対策を講ずること。

5 その他

- (1) 現場内への資材納入業者及びその従業員に対しても、安全上の指導と協力を要請すること。
- (2) 山火事防止のため、火気の取扱いには十分注意すること。
- (3) 工事の開始に当たっては、森林管理局・署等や関係機関と必要に応じて打合わせをすること。

高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況

工 事 名	請負者名	
項 目	評 価 内 容	備 考
☐ 高度技術 工事全体を通して他の類似工事に比べて、特異な技術力	☐ 施工規模	象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工深度
	☐ 構造物固有	複雑な形状の構造物 既設構造物の補強、特殊な撤去工事
	☐ 技術固有	特殊な工種及び工法 新工法（機器類を含む）及び新材料の適用 各種調査等の工事
	☐ 自然条件等	特殊な土壌。地質の影響 湧水、地下水の影響 制約の厳しい工事用道路・作業スペース等 気象現象の影響 資材運搬の制限の影響 動植物等への配慮、山林砂防工の適用の有無
	☐ 社会条件等	埋設物等の地中内の作業障害物 鉄道・供用中の道路・建築物等の近接施工 周辺住民、周辺環境、景観への配慮対策 廃棄物処理 現道上の交通規制
	☐ 現場での対応	災害等での臨機の処置 施工状況（条件）の変化の対応
	☐ その他	
☐ 創意工夫 「高度技術」で評価するほどでない軽微な工夫	☐ 準備・後片付け	
	☐ 施工関係	施工に伴う機械、器具、工具、装置類 二次製品、代替製品の利用 施工方法の工夫 施工環境の改善 仮設計画の工夫 施工管理、品質管理の工夫 自然環境への影響軽減の工夫
	☐ 品質関係	
	☐ 安全衛生関係	安全施設・仮設備の配慮 安全教育・講習会・パトロールの工夫 作業環境の改善 交通事故防止の工夫
	☐ 施工管理関係	
	☐ その他	
☐ 社会性等 地域社会や住民に対する貢献	☐ 地域への貢献等	域の自然環境保全、動植物の保護 現場環境の地域への調和 地域住民とのコミュニケーション ボランティアの実施

1. 該当する項目に□にレマーク記入。
2. 具体的内容の説明として、写真・ポンチ絵等を説明資料に整理。

様式－2

高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）

工 事 名				／
項 目		評価内容		
提 案 内 容				
(説 明)				
(添 付 図)				

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別様とする。

様式－３【伐採段階（森林所有者）の証明書の例】

証明書番号

平成 年 月 日

合法性、持続可能性証明書

殿

事業体の名称

事業体の所在地：

認定番号

代表者氏名

下記の物件は、持続可能な森林経営が営まれている森林であり、森林の伐採に関する法令に照らして合法に手続を行っているものであることを証明します。

記

- 1 物件（森林）所在地：
- 2 伐採面積
- 3 樹種
- 4 数量
- 5 その他 ：（納品書等があればその旨を記入）

* 本様式による証明書の作成に代えて、伐採届や伐採許可書等の写しを引き渡すことで証明書とすることも可能です。

* 合法性のみを証明する場合は、持続可能性に係る記述を省略する。

様式－４【伐採段階（素材生産業者）の証明書の例】

証明書番号

平成 年 月 日

合法性、持続可能性証明書

殿

事業体の名称

事業体の所在地：

認定番号

代表者氏名

下記の物件は持続可能な森林経営を行っている森林から合法的に伐採された原木です。

記

- 1 樹種
- 2 数量
- 3 その他 ＝（納品書等があればその旨を記入）

* 業界団体の認定を得て行う証明の場合に記載する。認定番号を記載することで、団体行動規範に基づく分別管理、書類管理、情報公開等の適切な実施が担保されていることを示す。

* 本様式による証明書の作成に代えて、既存の納品書等に上記の情報を追加記載することで証明書とすることも可能です。

* 合法性のみを証明する場合は、持続可能性に係る記述を省略する。

様式－５【加工・流通段階の証明書の例】

証明書番号

平成 年 月 日

合法性、持続可能性証明書

殿

事業体の名称

事業体の所在地：

認定番号

代表者氏名

下記の物件は持続可能な森林経営を行っている森林から合法的に伐採された木材のみを原料としております。

記

- １ 品目
- ２ 数量
- ３ その他 ：（納品書番号等を記入）

* 業界団体の認定を得て行う証明の場合に記載する。認定番号を記載することで、団体行動規範に基づく分別管理、書類管理、情報公開等の適切な実施が担保されていることを示す。

* 本様式による証明書の作成に代えて、既存の納品書等に上記の情報を追加記載することで証明書とすることも可能です。

* 合法性のみを証明する場合は、持続可能性に係る記述を省略する。

様式－6【納入段階の証明書の例】

証明書番号

平成 年 月 日

合法性、持続可能性証明書

殿

事業体の名称

事業体の所在地：

認定番号

代表者氏名

下記の物件は持続可能な森林経営を行っている森林から合法的に伐採された木材のみを原料としております。

記

- 1 品目
- 2 数量
- 3 その他：（納品書番号等を記入）

* 本様式による証明書の作成に代えて、既存の納品書等に上記の情報を追加記載することで証明書とすることも可能です。

* 合法性のみを証明する場合は、持続可能性に係る記述を省略する。

1. 工事概要

2.建設資材利用計画

※解体工事については、建築面積を御記入いただくなくても結構です。

ノドナード

コンクリートについて

① 2 無筋コンクリート二次製品 3.その他
コンクリート及び鉄筋と底筋の接合部について
1.有筋コンクリート二次製品 2.その他

木材について

① 木質（ボード）類を除く 2 木質ボード
② アスファルト混合物を除く

1 繊維強化プラスチック（順張り及び被覆アスファルトコンクリートを含む）
3 繊維強化プラスチック 4 アスファルトモルタル
5 加圧アスファルト安定処理路材等

工材について

① 第一種建築発生工 ② 第二種建築発生工 ③ 第三種建築発生工
④ 第四種建築発生工 ⑤ 第五種建築発生工 ⑥ 第六種建築発生工
7 建設方法改良工 8 再施工コンクリート
9 山砕、山土等の職人工、仮施工

樹木について

① クラップソーイング 2 程度調査報告 3 鑑査 4 単程度報告
5 伐り出し、割り出し 6 その他
7 伐り出し、搬出 8 伐り出し、搬出（単体別）9 伐り出し

コート*6
 アスファルト混合物について
 1. 表層 2. 基層
 3. 上層路床 4. 歩道
 5. その他(野垂端舗装、坂道内舗装等)
 工砂
 1. 道路路床 2. 路床 3. 河川築堤
 4. 構造物等の裏込材、埋戻し用
 5. 毛氈造成用 6. 水理埋立用
 7. 埋め砂(層別整備)
 8. その他(具体的に記入)
 砕
 1. 舗装の下層路床材
 2. 舗装の上層路床材
 3. 構造物の裏込材、基礎材
 4. その他(具体的に記入)
 土(砂)
 1. 埋め砂(具体的に記入)

コード*7
再生資材の供給元について

1. 現場内利用
2. 他の工事現場（陸上）
3. 他の工事現場（海上）
4. 再資源化施設
5. ストックヤード
6. その他

コード*8
施工条件について
1.再生材の利用の指示あり
2.再生材の利用の指示なし

コト	号	
コンクリートについて	再生無筋コンクリート二次製品	3.その他
コンクリート及び鉄骨が成る建築資材について	4.再生アスファルトモルタル	
再生無筋コンクリート二次製品	2.その他	
木材について		
再生木材(ホトに類似)	2.再生不質木ボード	
木片・断端混合物について		
1.再生軽度圧縮アスコン	(順粒度及び改善アスファルトコンクリートを含む)	
2.再生重度圧縮アスコン	4.再生アスファルトモルタル	
3.再生軽度アスコン	3.再生アスファルト女児地道路層用	
工材について		
1.第一種埋設管	2.第二種埋設管	3.第三種埋設管
2.第一種排水管	3.第二種排水管	4.第四種排水管
7.経路汚泥改良	8.再生コンクリート砂	6.土工改良土
9.山打、山土等の購入土、採取土		
砕石について		
1.再生フラッシュヤーン	2.再生粗粒調整砕石	3.嵐瓦び
その他の		
その他	1.再生資材の名称を括弧内に記入し	

注1:再生資材利用量について
アスファルト混合粉砕で、利用した再生材(製品)の中に、新材が混入している場合であっても、新材混入分を含んだ単年資材(製品)の利用量を記入してください。

裏面にも御記入ください

1.工事概要 表面に必ずご記入下さい

2.建設副産物搬出計画

現場内利用の欄には、発生量(掘削等)のうち、現場内で利用したものについて御記入ください。

建築工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

裏面

コード*14(コード*13で「7.内陸処分場」を選択した場合のみ記入)

1 山砂利等採取跡地 2 処分場の覆土 3 池沼等の水面埋立 4 谷地埋立 5 農地受入 6 その他

[illegible]

記入の必要はありません

コード*10	コード*11
1.路器材	1.焼却
2.農込材	2.脱水
3.埋戻し材	3.大目乾殻
4.その他(具体的に記入)	4.その他(具体的に記入)

コード*12
施工案件について

1. A指定処分
(発注時に指定されたもの)
2. B指定処分(もしくは準指定処分)
(発注時には指定されていないが、
発注後に設計変更し指定処分とされたもの)
3. 目田処分

再 生 資 源 利 用 促 進

1. 他の工事現場(内陸:公共、民間を含む)
2. 再資源化施設(土質改良プラントを含む)
3. 有償売却(工事請負会社が建設副産物を売却し、代金を支払う場合)
4. 建設発生エスストックワード(再利用工事が決まっている場合)
5. 建設発生エスストックワード(近海、近海沖を利用含む)

最終処分場・その他

6.最終処分場(海面処分場)	
7.最終処分場(内陸処分場)	
8.建設発生スロツクヤード(再利用工事未定)	
9.建設施設・最終処分場へ持ち込むための中間 処理施設	
10.その他(具体的に記入)	

注2:再生資源利用促進量について
掘場外搬出量(4)のうち、搬出先の種類